

飲食店への営業時間の短縮要請について

1 対象区域

15市町

(岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、大垣市、美濃加茂市、可児市、御嵩町、多治見市、中津川市)

2 要請内容

営業時間の短縮要請【特措法第24条第9項に基づく】

営業時間：5時から20時まで(酒類提供は11時から19時まで)

3 要請期間

令和3年8月17日(火)～8月31日(火)【15日間】

※8月19日(木)までに応じれば協力金を支給

4 対象業種

飲食店：飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配、テイクアウトサービスを除く。結婚式場は飲食店と同様の扱い。)

遊興施設等：バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗(ネットカフェ、マンガ喫茶を除く。)

5 協力金

全期間要請に応じた場合のみ協力金を支給。

※18日(水)及び19日(木)からの開始についても認める。

その場合の支給額は14日分ないし13日分とする。

- ・1日1店舗あたり

中小企業：2.5万円～7.5万円

大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4

(上限20万円又は1日の売上高×0.3のいずれか低い額。

中小企業も選択可)

- ・負担割合 国(8)：県(1.5)：市町村(0.5)

大規模施設への営業時間の短縮の働きかけについて

1 対象区域

1.5市町

(岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、大垣市、美濃加茂市、可児市、御嵩町、多治見市、中津川市)

2 働きかけの内容

特措法施行令第111条第1項に規定する施設のうち、建築物の合計面積が千平方メートルを超える大規模な集客施設等(ショッピングセンター、百貨店等)に対して、20時までの営業時間の短縮の協力を依頼(映画館等、イベント関連施設等は21時までの時短の協力依頼)。

3 働きかけの期間

令和3年8月17日(火)～8月31日(火)【15日間】

4 対象施設

施設の種類	施設例	働きかけの内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	
集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等	・1,000m ² を超える施設について、20時までの営業時間短縮(映画館含むイベント関連施設等は21時まで)
ホテル等 (集会の用に供する部分に限る)	ホテル、旅館	・施設内外に混雑が生じることがないよう入場整理の徹底
運動施設及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、テニス場、バッティング練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、テーマパーク、遊園地等	・入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて周知
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園等	
遊技場	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	・1,000m ² を超える施設について、20時までの営業時間短縮
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場等	・施設内外に混雑が生じることがないよう入場整理の徹底
物品販売業を営む店舗 (生活必需物資を除く)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店等	・入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて周知
サービス業を営む店舗 (生活必需サービスを除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業等	